

# 使用前確認証

原規規発第 2211096 号

関西電力株式会社

執行役社長 森 望 殿

2021年1月8日付け関原発第523号(2021年4月28日付け関原発第55号、2021年6月29日付け関原発第200号、2021年8月2日付け関原発第299号、2021年9月3日付け関原発第379号、2022年1月27日付け関原発第531号、2022年2月7日付け関原発第540号、2022年3月15日付け関原発第579号、2022年7月1日付け関原発第228号及び2022年10月17日付け関原発第433号をもって変更の内容を説明する書類の提出)をもって申請がありました発電用原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の11第3項の規定に基づき確認したので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第21条の規定に基づき、確認証を交付します。

令和4年12月8日

原子力規制委員会

